

JAPHIC 認定審査員等の認定に関する規約

履歴

制定施行年月日	2016年4月1日
改定施行年月日	2016年7月1日

目次

第1章	総則	1
第2章	認定審査員等の認定の対象となる者	1
第3章	認定審査員等の養成	2
第4章	認定審査員等の認定	4
第5章	認定審査員等の登録	4
第6章	認定審査員等の更新	5
第7章	付与評価機関の監督・指導・勧告	5
第7章	認定の一時停止、喪失及び剥奪	6
第8章	見直し及び改正手続き	7
別紙1	8
別紙2	9

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会（以下「協会」という。）が運営する JAPHIC マーク付与評価機関（以下「付与評価機関」という。）は、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認証審査に係る業務を適確に実施する能力があると認められる者に対し、審査員として認定をする。
- 2 この JAPHIC 認定審査員等の認定に関する規約（以下「本規約」という。）は、JAPHIC 認定審査員等（以下「認定審査員等」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

- 第2条 付与評価機関による、認定審査員等の認定は、本規約の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 本規約における用語の定義は、この規約で特別に定めるもののほか、「JAPHIC マーク制度基本要領（以下「基本要領」という。）」において定められた用語の定義による。

(審査員等の資格)

- 第4条 付与評価機関が認定する資格は次の通りとする。

(1) JAPHIC 認定主任審査員

JAPHIC 認定主任審査員（以下「主任審査員」という。）は、JAPHIC マーク制度における付与認証審査及び適合性判定会議の開催、総合審査結果報告書の作成業務を行う者をいう。

(2) JAPHIC 認定審査員

JAPHIC 認定審査員（以下「審査員」という。）は、JAPHIC マーク制度における付与認証審査業務を行う者をいう。

(3) JAPHIC 認定審査員補

JAPHIC 認定審査員補（以下「審査員補」という。）は、主任審査員又は審査員の監督のもとで JAPHIC マーク制度における付与認証審査業務に立ち会う事が出来る者をいう。

第2章 認定審査員等の認定の対象となる者

(欠格事項)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者（実質的に同一とみなすべき者を含む。）は、認定審査員等の認定申請を受けることができない。
- (1) 18歳未満の者。
- (2) 申請の前日1年以内に、付与評価機関より認定審査員等の認定の失効決定通知を受けた者。
- (3) 付与評価機関が、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認証に係

る審査業務を適確に実施する能力があると認められないと判断した者。

- (4) 「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）」の規定により、主務大臣からの命令を受け、命令を受けた日から3年を経過しない者。
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (6) 自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

第3章 認定審査員等の養成

（JAPHIC 認定審査員等養成講座）

第6条 付与評価機関又は JAPHIC 認定研修機関は、認定審査員等の認定及び教育を目的とし、次の講座を開催する。

- (1) JAPHIC 認定審査員補養成講座
- (2) JAPHIC 認定審査員養成講座
- (3) JAPHIC 認定主任審査員養成講座
- (4) 継続教育講座
- (5) 他基準審査業務指定講座（JAPHIC メディカルマーク 審査に係る講座等）

（講座受講料等）

第7条 付与評価機関は、前条各号に定める講座に係る受講料を定め、ホームページにて公表する。

（講座開催）

第8条 付与評価機関は、第6条各号に定める講座の開催日程及び受講条件等につき、受講者の募集を目的とし、全部又は一部をホームページにて公表する。

2 付与評価機関は、第6条各号に定める講座の開催について、事前に定めた開催予定の他にも、必要と認められた場合は、開催する事が出来る。

（立会）

第9条 審査員補は、主任審査員又は審査員の監督のもと、JAPHIC マーク制度における次の審査業務に立ち会う事ができる。

- (1) 書類審査業務
- (2) 現地審査業務

(3) 適合性判定会議

(更新単位)

第10条 付与評価機関は、認定審査員等の更新において、知識及びスキルの向上を目的とし、認定審査員等の更新に必要な単位を定める。

(1) 認定審査員

認定審査員の認定の更新を受けようとする日から過去1年以内に、6単位を取得する事。

(2) 主任審査員

主任審査員の認定の更新を受けようとする日から過去1年以内に、9単位を取得する事。

(単位取得)

第11条 審査員及び主任審査員は、別紙1の書式により付与評価機関に対し、次の行為の申告を行い、付与評価機関が認めた場合は、単位を取得する事が出来る。

(1) 文書審査業務

JAPHIC マーク制度における書類審査業務を実施した場合には、2単位が付与される。1事業者に対する審査において、審査業務を実施する審査チームにおける単位取得が可能な人員は、主任審査員を含む3名を上限とする。

(2) 現地審査業務

JAPHIC マーク制度における書類審査業務を実施した場合には、2単位が付与される。1事業者に対する審査において、審査業務を実施する審査チームにおける単位取得が可能な人員は、主任審査員を含む3名を上限とする。

(3) 適合性判定会議

主任審査員が開催する、JAPHIC マーク制度における適合性判定会議に参加した場合には、2単位が付与される。1事業者に対する会議において、審査業務を実施する審査チームにおける単位取得が可能な人員は、主任審査員を含む3名を上限とする。

(4) 総合審査結果報告書作成

主任審査員は、総合審査結果報告書を作成した場合は、1単位が付与される。1事業者の総合審査結果報告書の作成にあたり、単位取得が可能な主任審査員は、1名のみとする。

(5) JAPHIC マーク取得コンサルティング

事業者が JAPHIC マーク取得を目的とした個人情報保護体制構築に係るコンサルティング業務を実施し、かつ当該事業者が JAPHIC マークを取得した場合には、2単位が付与される。1事業者に対するコンサルティング業務に参加する認定審査員又は主任審査員における単位取得が可能な人員は、3名を上限とする。また、本コンサルティング業務に従事した者は、当然に本条第1号から4号までの審査チームには参加できない。

(6) 継続教育講座受講

付与評価機関又は認定研修機関が開催する、継続教育講座を受講した場合は、当該講座において指定する単位が付与される。

(7) 他基準審査業務指定講座 (JAPHIC メディカルマーク) 受講

付与評価機関又は認定研修機関が開催する、他基準審査業務指定講座を受講した場合は、当該講座において指定する単位が付与される。

(8) 個人情報保護検定試験官

付与評価機関が運営する個人情報保護検定会場に置いて、試験官業務を実施した場合は、2単位が付与される。当該試験会場の受講者人数30名に対して1名の試験官を上限とする。

(9) その他付与評価機関が認める業務

本条1号から7号までに定めるものの他に、付与評価機関が認める業務を実施した場合は、当該業務において指定する単位を付与する。

第4章 認定審査員等の認定

(JAPHIC 認定審査員補)

11条 審査員補になろうとする者は、次の全ての基準を満たさなくてはならない。

- (1) 付与評価機関が開催する JAPHIC 認定審査員補養成講座を受講の上、試験に合格する事。
- (2) 前号の試験合格後、別途定める年会費を付与評価機関に納める事。

(JAPHIC 認定審査員)

第12条 審査員になろうとする者は、次の全ての基準を満たさなくてはならない。

- (1) 認定審査員補の資格を有する事。
- (2) 第9条1号から3号に定める立会業務を、2事業者分実施してから1年以内である事。
- (3) 付与評価機関が開催する JAPHIC 認定審査員養成講座を受講の上、試験に合格する事。
- (4) 前号の合格後、別途定める年会費を付与評価機関に納める事。

(JAPHIC 認定主任審査員)

第13条 主任審査員になろうとする者は、次の全ての基準を満たさなくてはならない。

- (1) 認定審査員の資格を有する事。
- (2) 付与評価機関が開催する JAPHIC 認定主任審査員養成講座を受講の上、試験に合格する事。
- (3) 前号の合格後、別途定める年会費を付与評価機関に納める事。

2 付与評価機関は、前項の全ての基準を満たしていない場合においても、必要と認めるときは指定する方法で主任審査員を認定することができる。

第5章 認定審査員等の登録

(認定登録)

第14条 付与評価機関は、認定審査員等が前章における認定の基準を満たしたと認めた場合は、認定審査員等の名簿録に登録する。

(認定の通知)

第15条 付与評価機関は、前条の名簿録に登録した認定審査員等に対し、次の事項及び様式を添えて通知する。

- (1) 認定資格名称
- (2) 認定番号
- (3) 審査員情報システムへのID及びパスワード
- (4) 別紙2の認定審査員用IDカード発行申請書
- (5) 登録認定審査機関の確認

(審査機関登録)

第16条 認定審査員等は、別に定める方法により、自らが審査業務を実施するにあたり、その業務を委託する認定審査機関を指名する事が出来る。

2 付与評価機関は、前項の指名において、複数の認定審査機関を指名する事を妨げない。

第6章 認定審査員等の更新

(更新の通知)

第17条 付与評価機関は、認定審査員等に対し、認定審査員等の更新期間満了日から3か月前に、更新に係る通知を送る。

(更新)

第18条 認定審査員等は、更新にあたり第9条に定める更新に必要な単位を取得しなくてはならない。

2 認定審査員等は、更新にあたり、別に定める年会費を付与評価機関に納めなければならない。

第7章 付与評価機関の監督・指導・勧告

(事故の報告)

第19条 認定審査員等は、JAPHIC マーク制度に係る審査業務の実施又は実施に付帯する業務において、個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合には、速やかに認定審査機関及び付与評価機関に報告しなければならない。

(調査)

第20条 付与評価機関及び認定審査機関は、JAPHIC マーク制度の適正な運営のため必要があると認めるときは、認定審査員等に対し審査業務の実施状況について報告を求めることができる。

(要請)

第21条 付与評価機関及び認定審査機関は、前条に規定する調査の結果に基づき、JAPHIC マーク制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定審査員等に対し改善その他必要な措置を要請することができる。

第7章 認定の一時停止、喪失及び剥奪

(措置の決定)

第22条 付与評価機関は、JAPHIC マーク制度に係る機関からの報告、事業者又は消費者からの苦情、認定審査員等の審査業務実施状況、その他の事情に基づき、認定審査員等の認定の一時停止、喪失及び剥奪を決定する事が出来る。

(認定の一時停止)

第23条 認定審査員等は、次のいずれかに該当する場合は、付与評価機関が定める間、その認定が停止される。

- (1) 第18条各項に定める規定を満たさなかった場合。
- (2) 審査業務を実施するにあたり、信頼を失い又は相応する知識及び技能を保持しているか疑義があり、認定を維持させる事について検討する必要があると判断された場合。
- (3) 認定の剥奪について検討の対象となった場合。

(認定の喪失)

第24条 認定審査員等は、次のいずれかに該当する場合は、その認定を喪失する。

- (1) 第23条1項1号の停止から、3ヶ月以内にその停止が解除されなかった場合。
- (2) 第23条1項2号の停止に基づき、認定を維持させる事について検討の結果、認定にふさわしくないと判断された場合。

(認定の剥奪)

第25条 認定審査員等は、次のいずれかに該当する場合は、その認定を剥奪される。

- (1) 第5条1項各号に該当すると認められた場合。
- (2) 第19条の事故の報告を怠った場合。
- (3) 第20条の調査に応じなかった場合。
- (4) 第21条の要請に応じなかった場合。

第8章 見直し及び改正手続き

(見直し)

第26条 執行委員会は、この規約に規定する事項について、JAPHIC マーク制度の改善のために必要と認めるときは、適宜、見直すものとする。

(改正手続き)

第27条 この規約の改正は、別に定める規定に基づいて、付与評価機関が行う。

別紙 1

単位付与申請書

JAPHIC マーク付与評価機関 殿

平成_____年_____月_____日

認定番号：_____

氏名：_____

次の通り単位の付与を申請します。

単位付与対象		内容	
<input type="checkbox"/>	文書審査業務実施 単位：_____	対象事業者名 ()	他審査者氏名 ・ ・
<input type="checkbox"/>	現地審査業務実施 単位：_____	対象事業者名 ()	他審査者氏名 ・ ・
<input type="checkbox"/>	適合性判定会議参加 単位：_____	対象事業者名 ()	他審査者氏名 ・ ・
<input type="checkbox"/>	総合審査結果報告書 作成 単位：_____	対象事業者名 ()	他審査者氏名 ・ ・
<input type="checkbox"/>	JAPHIC マーク取得 コンサルティング 単位：_____	対象事業者名 ()	他審査者氏名 ・ ・
<input type="checkbox"/>	継続教育講座受講 単位：_____	対象研修 ()	対象研修日 (/ /)
<input type="checkbox"/>	他基準審査業務指定 講座受講 単位：_____	対象研修 ()	対象研修日 (/ /)
<input type="checkbox"/>	個人情報保護 検定試験官 単位：_____	実施日：対象受講者数 (/ / : 人)	試験官チーム ・ ・ ・
<input type="checkbox"/>	その他 単位：_____		

別紙 2

認定審査員用 ID カード発行申請書

次の事項に同意し、ID カードの発行を申請いたします。

平成____年____月____日

認定番号：_____

氏名：_____

1. ID カードは、認定審査員等の認定から 1 年間有効です。
2. ID カードは、認定審査員の認定を一時停止、喪失又は剥奪された場合は利用できません。
3. ID カードの発行及び再発行申請にあたり、次の手数料を事前にお振込頂きます。
 新規発行：3,240 円 再発行：3,240 円
4. お振込手数料はご負担ください。
5. ID カードは、月末までのご申請分を翌月 2 週間前後で、送料着払いにてお送りいたします。
6. ID カード発行に利用されるお写真は、お返しいたしません。
7. ご提出頂くお写真につきましては、カードの発行及び再発行にのみ利用いたします。

認定番号	
氏名（漢字）	
氏名（ローマ字）	

認定資格 審査員補 認定審査員 主任審査員

他基準審査業務の可否 JAPHIC メディカル（受講日：_____）

※お申込の氏名と異なる場合のみ、ご記入ください。

振込名義

【発行手数料振込先】

三菱東京UFJ銀行 五反田支店 普通口座 0074233
 トクホ) ニホンコジン イリョウジョウホウカンリキョウカイ